## 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に係る令和4年3月1日以降の一部負担金免除期間の取扱いについて

区域 番号	避難指示区域等	該当市町村		所得区分 令和3年度 ⇒ 令和4年度	一部負担金免除
1	帰還困難区域	大熊町の一部、双葉町の一部、 南相馬市の一部、富岡町の一部、 葛尾村の一部、浪江町の一部、 飯舘村の一部	•	所得要件なし	~令和5年2月28日
		広野町、楢葉町、 田村市の一部、南相馬市の一部、 川俣町の一部、富岡町の一部、		上位所得層 → 上位所得層 以外 以外	~令和5年2月28日
2345 678	平成31年度以前に解除された区域 (令和元年度)	川内村の一部、大熊町の一部、 双葉町の一部、浪江町の一部、 葛尾村の一部、飯舘村の一部の 帰還困難区域及び居住制限区域、 避難指示解除準備区域、旧緊急時 避難準備区域 南相馬市、伊達市、川内村の 旧特定避難勧奨地点	•	上位所得層 以外 → 上位所得層	~令和4年7月31日
				上位所得層 → 上位所得層 以外	令和4年8月1日 ~令和5年2月28日

- ※1. 区域番号については、避難指示区域図を参照してください。
- ※2. 所得区分については、令和3年度は令和2年所得を、令和4年度は令和3年所得を対象としています。ただし、令和4年4月から令和4年7月までの場合にあっては、令和2年所得を対象とします。
- ※3. 上位所得層とは、世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、収入から経費を差し引いた所得から43万円の基礎控除額を引いた後の総所得金額等を 合算した額が600万円を超える世帯(令和元年所得までの基礎控除の額は33万円)

## (参照)避難指示区域図

【旧避難指示区域】

## 伊達市 相馬市 墨山町下小国 量 山町 五田 東山町上小国 月館町月館 福島市 ●鹿島区福原 飯舘村 ●原町紀大原 ● 原町区大谷 **緊急時**避 計画的避難区 **⑤**● 原町区主意 準備区域 300 川俣町 ●原町区押釜 ● 原町区共生 ● 原町区共産 二本松市 南相馬市 本宮市 葛尾村 警戒区域 浪江町 3 ②青色の区域 双葉町 福島第一 どち 三春町 緊急時避難 大熊町 準備区域 富岡町 郡山市 川内村 福島第二原子力発電所 小野町 楢葉町 川内村下川内 20km 広野町 平田村 警戒区域 30km 計画的避難区域 いわき市 緊急時避難準備区域 特定避難勧奨地点がある地域 ©2010 ZENRIN CO.LTD.

## 【現在の避難指示区域】

